

2026年5月26日

各位

会社名 株式会社 平 和  
代表者名 代表取締役社長 嶺井 勝也  
(コード番号 6412 東証プライム)  
問合せ先 管理本部経営企画グループ  
ゼネラルマネージャー 小守 秀樹  
(TEL 03 - 3839 - 0701)

### 定款の一部変更（追加）に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2026年5月13日付「会社分割（簡易新設分割）による持株会社体制への移行及び定款の一部変更（商号・事業目的等の変更）に関するお知らせ」にてお知らせした「定款の変更」の内容（以下「定款変更1」という。）に加え、以下の内容の定款変更（以下「定款変更2」という。）を、2026年6月26日に開催予定の定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、定款変更2は、定款変更1とは別の議案として定時株主総会に付議し、別々に決議いただくこととなります。

### 記

#### 1. 定款変更2（追加）の理由

当社は、今後の持続的な成長と企業価値の向上に向けて、M&Aをはじめとする戦略的投資によって、事業基盤の拡充を図っていく方針です。こうした将来の成長投資に伴う機動的な資金調達ニーズに対し、柔軟かつ迅速に対応すべく、新たな種類の株式（以下「本A種優先株式」といいます。）を発行することができるよう、あらかじめ現行定款第6条（発行可能株式総数）及び現行定款第7条（単元株式数）の規定を変更するとともに、第2章の2（種類株式）の規定及び第19条（種類株主総会）の規定を新設いたします。

本A種優先株式は、議決権を有さず、かつ普通株式への転換権も付与されない設計としております。これにより、既存の普通株主のみなさまの議決権割合を希薄化させることなく、企業買収等の成長投資に必要な資金を機動的に確保し、資本効率の向上と財務健全性の維持を両立させるための選択肢を確保することを目的としております。なお、本A種優先株式の金融商品取引所への上場の有無は未定であります。

2. 定款変更2（追加）の内容（下線部は変更箇所を示しております。）

定款変更1における変更後の現行定款	定款変更2における変更案				
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第5条 （条文省略）</p> <p>（発行可能株式総数）</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、 228,903,400株とする。</p> <p>（新設）</p> <p>（単元株式数）</p> <p>第7条 当社の単元株式数は、<u>100株</u>とする。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第8条～第11条 （条文省略）</p> <p>（新設）</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第5条 （現行どおり）</p> <p>（発行可能株式総数）</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、 228,903,400株とする。</p> <p><u>2 種類ごとの発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。</u></p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="padding-right: 20px;">普通株式</td> <td>228,853,400株</td> </tr> <tr> <td>A種優先株式</td> <td>50,000株</td> </tr> </table> <p>（単元株式数）</p> <p>第7条 当社の<u>普通株式の単元株式数は100株とし、A種優先株式の単元株式数は1株とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第8条～第11条 （現行どおり）</p> <p style="text-align: center;"><u>第2章の2 種類株式</u></p> <p>（優先配当金）</p> <p>第11条の2 当社は、<u>剰余金の配当を行うときは、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）及び普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）又はA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先登録株式質権者」という。）に対し、A種優先株式1株につき、A種優先</u></p>	普通株式	228,853,400株	A種優先株式	50,000株
普通株式	228,853,400株				
A種優先株式	50,000株				

	<p><u>株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める額（ただし、A種優先株式1株の払込金額（ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合その他これに類する事由が生じた場合には適切に調整される。以下同じ。）に10%（以下「本配当年率」という。）を乗じて得た額を一事業年度における配当額の上限とする。以下「A種年間優先配当額」という。）の金銭を配当する。</u></p> <p>2 <u>ある事業年度において、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して行ったA種優先株式1株あたりの剰余金の配当額がA種年間優先配当額に達しないときは、その不足額については、翌事業年度以降に累積する（以下、累積した不足額を「累積未払配当金」という。）。累積未払配当金については、前項に定める剰余金の配当に先立ち、A種優先株式1株につき累積未払配当金の額に達するまで、A種優先株主及びA種優先登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当を行う。</u></p> <p>3 <u>A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、一事業年度において、A種年間優先配当額及び累積未払配当金の合計額を超えて剰余金の配当を行わない。</u></p> <p><u>(剰余財産の分配)</u></p> <p><u>第11条の3 当会社が剰余財産の分配を行うときは、普通株主及び普通登</u></p>
--	--

録株式質権者に先立ち、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株の払込金額を基準として当該A種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める額（ただし、A種優先株式1株の払込金額を上限とする。）の金銭を支払う。

（議決権）

第11条の4 A種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を有しない。

（金銭を対価とする取得条項）

第11条の5 当社は、取締役会が別途定める日の到来をもって、A種優先株式の全部又は一部を、A種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める額（市場実勢やA種優先株式に係る残余財産の分配額等を勘案して定めるものとする。）の金銭の交付と引き換えに取得することができる。なお、A種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法により、取得すべきA種優先株式を決定する。

（種類株主総会の決議を要しない旨の定め）

第11条の6 当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、会社法第322条第1項に定める種類株主総会の決議を要しない。

2 当社は、法令に別段の定めがあ

<p style="text-align: center;">第3章 株主総会 第12条～第18条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p style="text-align: center;">第19条～第40条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会 第12条～第18条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(種類株主総会)</p> <p>第19条 第13条、第15条、第16条及び第18条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</p> <p>2 第17条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</p> <p>3 第17条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</p> <p style="text-align: center;">第20条～第41条 (現行どおり)</p>
--	---

### 3. 日程

定款変更2の取締役会決議	2026年5月26日
定款変更のための定時株主総会	2026年6月26日(予定)
定款変更1(商号及び目的の変更以外)の効力発生日	2026年6月26日(予定)
定款変更2の効力発生日	2026年6月26日(予定)
定款変更1(商号及び目的の変更)の効力発生日	2026年10月1日(予定)

以上